

製造業者遊技機流通健全化要綱

日本遊技機工業組合
(日工組要綱 第1号)
日本電動式遊技機工業協同組合
(日電協規約 第37号)

(目的)

第1条 この要綱は、日本遊技機工業組合（以下「日工組」という。）及び日本電動式遊技機工業協同組合（以下「日電協」という。）の組合員が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）に基づく検定を受けた型式の遊技機を流通、設置等するに当たり、検定を受けた型式を担保し、不正改造等を防止するため、製造業者として遵守すべき事項を定め、遊技機流通等の一層の健全化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「製造業者」とは、日工組又は日電協に加盟する遊技機製造業者をいう。
- (2) 「加盟組合」とは、製造業者が加盟するそれぞれの組合をいう。
- (3) 「営業所」とは、風営法の許可を受けた、ぱちんこ営業所をいう。
- (4) 「遊技機」とは、風営法に基づく検定を受けた遊技機をいう。そのうち、営業所に設置されたことのない遊技機を「新台」といい、営業所に設置されたことのある遊技機を「中古遊技機」という。
- (5) 「販売」とは、営業所に販売する行為全般（貸付を含む。）をいう。
- (6) 「設置確認」とは、営業所に設置した遊技機が検定を受けた型式に属する遊技機であることを確認することをいう。
- (7) 「点検確認」とは、営業所に設置されている遊技機が部品交換された場合、当該遊技機が検定を受けた型式に属する遊技機であることを確認することをいう。

(製造業者の責務)

第3条 製造業者は、工場から出荷する遊技機の流通、設置、部品交換等において、製造業者として流通の安全を確保するとともに、当該遊技機の型式を担保し、営業所に供するために係る責任を負うものとする。

(法令等の遵守)

第4条 製造業者は、風営法、関係法令、加盟組合の内部規約（以下「内規」という。）等を厳格に遵守しなければならない。

(保証書)

- 第5条** 製造業者は、新台販売の際、設置確認をする前提で、営業所に設置する新台の型式を疎明する書類として、様式第1号の保証書を発行するものとする。
- 2 製造業者は、営業所に設置されている遊技機の部品交換をする場合は、点検確認をする前提で、変更後の当該遊技機が当該型式に属するものであることを疎明する書類として、様式第2号の保証書を発行するものとする。
- 3 製造業者は、中古遊技機を営業所に設置する場合、加盟組合の内規に従い当該遊技機が検定を受けた型式に属するものであることを確認した後、設置確認をする前提で、営業所に設置する遊技機の型式を疎明する書類として、様式第2号の保証書を発行するものとする。
- 4 第1項、第2項及び第3項に規定する保証書の有効期限は、作成した日から50日とする。

(販売業務)

- 第6条** 製造業者は、遊技機を営業所に販売するに当たり、風営法、関係法令、加盟組合の内規等を遵守する旨が記載された契約を結ばなければならない。

(運送業務)

- 第7条** 製造業者は、販売した遊技機については、契約に基づき営業所に運送し責任を持って引き渡さなければならない。
- 2 製造業者は、自社の工場から出荷する遊技機の営業所への納品に当たっては、梱包を厳重にするとともに、開封の痕跡が残る措置を施し、運送中の開封防止に配慮するなど、運送中のセキュリティー対策に努め、開梱されていないことを確認の上、営業所責任者へ引き渡すものとする。
- 3 製造業者は、自社の工場から遊技機を営業所まで運送する際は、別に定める遊技機運送管理票に必要事項を記入作成し、保管するものとする。
- 4 製造業者は、遊技機の運送については、本条に定める規定のほか、加盟組合の内規により運用を行うものとする。

(設置及び設置確認業務)

- 第8条** 製造業者は、営業所が行う変更承認申請手続きに係る遊技機の設置について、当該遊技機が検定を受けた型式に属するものであることを確認しなければならない。
- 2 製造業者は、設置確認を行うに当たっては、新台、中古遊技機それぞれ別に定める遊技機設置確認書に必要事項を記入作成し、保管するものとする。
- 3 製造業者は、中古遊技機の移動に伴う設置確認を行うに当たっては、遊技機設置確認書に加えて加盟組合の内規に従うものとする。
- 4 製造業者は、設置において、自社以外の者が作業を行うときは、当該業務の重要性について理解させ、作業従事者に以下の内容について誓約させる等、厳格に管理しな

なければならない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力又はこれらの勢力と密接な交友関係がある者に該当しないこと。
- (2) 過去5年間に遊技機の不正改造に関与したことがないこと。
- (3) 関係法令を遵守し製造業者から受けた説明どおり作業に従事すること。

(部品交換及び点検確認業務)

第9条 製造業者は、営業所が行う変更承認申請手続きに係る遊技機の部品の交換に際しては、当該遊技機の構造、材質又は性能に影響を及ぼす改造その他変更が無いことの点検確認を行うものとする。

- 2 製造業者は、部品の交換に伴う点検確認を行うに当たっては、別に定める部品交換確認書に必要事項を記入作成し、保管するものとする。
- 3 遊技くぎを故意に曲げた形跡があるなど不正改造の疑いがあり、遊技機の型式の同一性を保証できないおそれがあるときは、部品交換については認めないものとする。

(書類の管理)

第10条 製造業者は、第5条に規定する保証書(様式第1号及び様式第2号)について、電磁的方法により発行することができるものとする。

- 2 製造業者は、第7条第3項に規定する遊技機運送管理票、第8条第2項に規定する遊技機設置確認書(新台用)及び遊技機設置確認書(中古遊技機用)、第9条第2項に規定する部品交換確認書について、原則、日工組及び日電協が管理するシステム(以下「遊技機流通管理システム」という。)により電磁的方法で記入作成を行い3年間保管するものとする。
- 3 前項の電磁的方法による記入作成ができない場合、別に定める別記様式を用い、後日登録を行うことができるものとする。ただし、遊技機流通管理システムや携帯端末の不調など、やむを得ない理由がある場合に限るものとする。

(関係団体との連携)

第11条 日工組及び日電協は、この要綱の目的を遂行するため、次の各号に掲げる団体(以下「関係団体」という。)に協力を求めるとともに、情報を共有し、必要な事項を関係団体と協議するものとする。

- (1) 一般社団法人日本遊技関連事業協会
- (2) 全日本遊技事業協同組合連合会
- (3) 全国遊技機商業協同組合連合会
- (4) 回胴式遊技機商業協同組合
- (5) 遊技機運送協同組合

(機歴の管理)

第12条 製造業者は、遊技機の出荷から廃棄までの遊技機及び主基板交換の流通履

歴（以下「機歴」という。）に関する情報を管理するものとする。

2 機歴情報の管理は、加盟組合の内規に従い実施するものとする。

3 機歴情報の管理を行うに当たっては、関係団体に協力を求め、必要な事項について協議するものとする。

（遊技機のリサイクル）

第 1 3 条 製造業者は、使用済み遊技機の処理については、加盟組合の内規に従い実施するものとする。

（不正遊技機情報等の報告義務）

第 1 4 条 製造業者は、遊技機の不正改造、不正行為等に関する情報を入手したときは、速やかに加盟組合に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた日工組及び日電協は、必要に応じて関係団体に報告するものとする。

3 日工組及び日電協は、不正遊技機情報の収集と関係団体との情報共有に努めるとともに、必要な事項については関係団体に協力を求め、協議するものとする。

（違反の場合の措置）

第 1 5 条 製造業者がこの要綱に違反した場合の措置は、その加盟組合の内規により行われるものとする。

（業務委託）

第 1 6 条 製造業者は、第 6 条乃至第 9 条に規定する業務を委託する場合は、別に定めるところにより行うこととする。

（改正）

第 1 7 条 この要綱を改正する場合は、日工組及び日電協が協議の上、行うものとする。

（補則）

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、日工組及び日電協が協議の上、定めるものとする。

附 則

平成 28 年 2 月 1 日 制 定

1（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2（経過措置）

遊技くぎに関する第9条の規定については、平成28年4月1日以降に新台として設置される新たな型式の遊技機から適用する。

附 則

1（施行期日）

この要綱は、令和2年7月8日から施行する。（第10条関係団体名変更）

附 則

1（施行期日）

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。（様式の変更・追加：様式第1号、様式第2号変更、様式第1号別紙、様式第2号別紙追加）

附 則

1（施行期日）

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。（第1条、第2条第4号、第5条1項、第6条、第7条第1項乃至第3項、第8条の見出し、第8条1項、第2項の変更、第5条第3項、第4項、第8条3項を追加、旧第8条第3項を1項繰り下げ。様式の変更：様式第2号）

附 則

1（施行期日）

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。（第10条書類の管理の追加、旧第10条以降繰り下げ。様式の変更：様式第1号、様式第2号）